

海外旅行中の病気・ケガ！医療費はどくなる？

ファイナンシャルプランナー 加藤梨里

先月にニュージーランドで発生した大規模地震では、日本からの渡航者にも多くの被害をもたらしました。被害に遭われた方には心からお見舞い申し上げますとともに、行方が分からない方の安否が気遣われます。

今回のような災害ではなくても、外国に渡航している間には、環境の変化で体調を崩したり、思わぬけがをしたりすることもあります。そんな時に困るのが、診察を受ける時に言葉が通じないことや、医療のしくみが異なること、そして治療にかかる費用の支払いが挙げられます。日本では、公的な健康保険に加入していれば医療機関の窓口で支払う医療費の負担は一部で済みますが、外国では全額を支払わなくてはなりません。予想以上に大きな金額の請求に驚いた経験がある方もいるのではないのでしょうか。

しかし実は、帰国後に申請をすることで支払った医療費の一部を取り戻すことができます。今回は、この「海外療養費給付制度」について解説します。

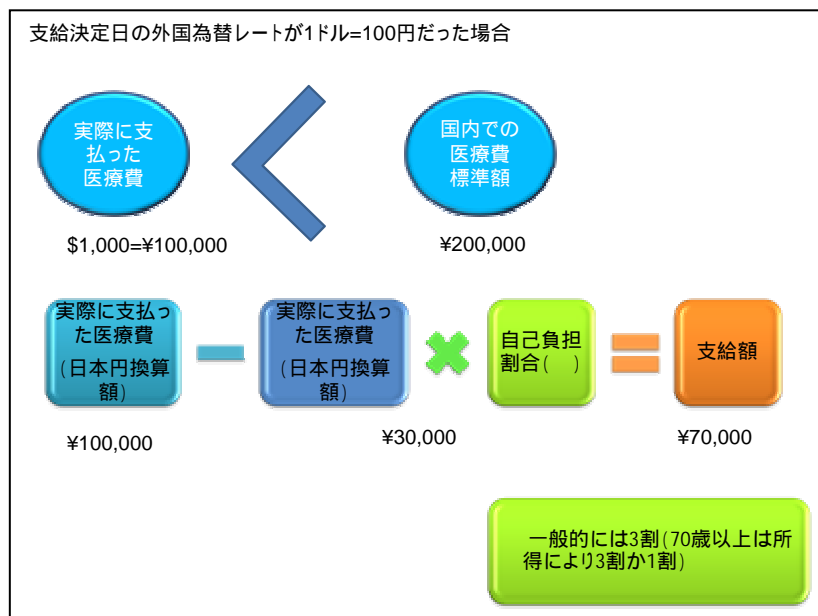
医療費を取り戻す「海外療養費給付制度」

外国滞在中に病気やケガで医療機関にかかる、窓口では医療費の全額を支払う必要があります。しかしその後、その医療機関で治療内容や医療費に関する所定の証明書を書いてもらい、帰国後に加入している健康保険に提出すると、支払った医療費の一部が戻ってきます。これが「海外療養費給付制度」です。申請をする先は、国民健康保険に加入している方は住民票のある市区町村、健康保険や協会けんぽに加入している方は健康保険の窓口です。

いくら戻ってくるの？

「海外療養費給付制度」で取り戻せる医療費の金額は、外国の医療機関で受けた診療と同じ診療を、日本国内の医療機関で受けた場合にかかる費用（標準額）を基準に決定されます。支給額の算定では、まず、外国で支払った医療費を支給決定日の外国為替レート（TTS）で日本円に換算し、その金額を日本国内の標準額と比較して算定方法を決定します。

外国で支払った医療費の日本円換算額が、日本国内の標準額よりも低い場合

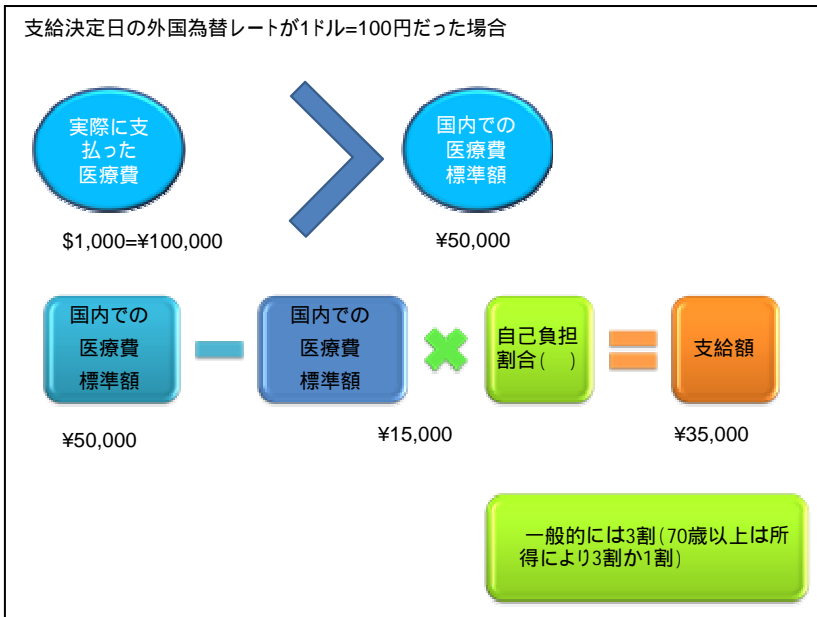


外国で支払った医療費の日本円換算額が、日本国内の標準額よりも低い場合には、実際に支払った医療費の日本円換算額に、自己負担割合（基本的に3割（70歳未満の方））をかけた金額が自己負担限度額になります。この自己負担金額を、実際に支払った医療費から差し引いた金額が戻ってきます。

逆に、外国で支払った医療費の日本円換算額が、日本国内の標準額よりも高い場合には、日本国内の標準額に自己負担割合をかけた金額が自己負担する金額になります。

All Rights Reserved.

外国で支払った医療費の日本円換算額が、日本国内の標準額よりも高い場合



計算式をみると、必ずしも実際に支払った費用の7割が戻ってくるわけではないことがわかります。外国で支払った金額と国内の標準額の差が大きいと、支給額もあまり大きくないのでご注意ください。

(参照先) 協会けんぽ HP

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,54413,94,151.html>

どのように手続きするの？

「海外療養費給付制度」を受けるためには、加入している健康保険所定の書類を提出します。

申請書類をそろえたら、帰国後に加入している健康保険の窓口へ提出します。約3カ月の審査を経て、支給額が決定します。申請は帰国後に行うことになっているので、海外への還付金の送金はされません。なお、申請期間は医療費を支払った日の翌日から2年間ですので、早めに申請するようにしましょう。

支給を受けられないものは？

「海外療養費給付制度」は、公的な医療保険に付帯した制度ですので、日本国内で保険が適用されない医療行為は給付の対象になりません。表に挙げるものが、給付の対象にならない代表的な例です。

- × 治療を目的に渡航した場合
- × 国内において一般的な治療方法として認められていない処置
- × 臓器移植
- × 美容整形手術
- × 健康保険適用外の材料を使用した歯の治療、歯列矯正
- × 出産(自然分娩)、産前・産後健診
- × 人工授精、不妊治療
- × 性転換手術
- × 第三者行為(交通事故やけんかなど)や不法行為によって負った病気・けが
- × 差額ベッド代
- 海外渡航前から既にかかっていた慢性疾患(高血圧症、糖尿病など)
- 通勤途上・勤務時間内の労災

また「海外療養費給付制度」は、健康保険や国民健康保険等に加入している人が海外に渡航した際に受けることができるものです。国民健康保険は、管轄する市区町村に住民票がなければ加入することができません。1年以上日本国外に滞在する場合や住民票を移した場合には、国民健康保険の資格を喪失してしまいますので、給付を受けることもできません。健康保険に加入している方が海外転勤をする場合は、労務形態により健康保険の加入方法も変わりますので、お勤め先の健康保険組合に確認すると良いでしょう。

コラムの無断転写・転載などを禁じます。 -

Copyright © 2011 Skirr Japan Corporation. All Rights Reserved.

いざという時に慌てないためには？

「海外療養費給付制度」の給付を受けるためには、治療を受けた医療機関に書類を記入してもらう必要があります。海外に行くときに、ご加入されている健康保険の所定の用紙を持っていけば、医療機関で受診した時にスムーズに必要な書類を揃えることができるでしょう。

また、帰国後に支給が受けられるとはいえ、支給されるまでには時間がかかるうえ、受診時には全額を支払わなくてはなりません。渡航時には余裕を持って現金を持っていくか、クレジットカードの限度額を一時的に高く設定しておくといでしょう。

さらに、公的な医療保険でカバーされるのは、あくまでも保険対象のものです。海外旅行保険では、これらの医療費だけでなく、死亡、傷害、後遺障害、救援者費用、賠償責任、盗難、紛失などもカバーされるものがありますので、合わせて加入してから出発すると安心です。

楽しい海外旅行で、もしものことは考えたくないものですが、突然のアクシデントに備えて準備をしておけば、より安心な旅を楽しめそうですね。

注：本コラムは一般的なケースを記載しております。個別の状況によって判断が異なることもありますので、詳しくはご加入の健康保険組合やお住まいの地域の窓口に確認してください。